

北海道告示第 10010 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、北海道に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目(郵便番号 0 6 0 - 8 5 8 8)北海道建設部まちづくり局都市計画課とする。

令和 3 年 1 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道

1 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び小樽市建設部都市計画課

2 小樽都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域  
該当なし
  - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域  
塩谷 2 丁目の一部
  - ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域  
該当なし
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び小樽市建設部都市計画課

3 小樽都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・3・7 号 小樽中央線	小樽市 塩谷 1 丁目	小樽市 銭函 3 丁目	小樽市 稲穂 2 丁目
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び小樽市建設部都市計画課

4 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、千歳市企画部まちづくり推進課及び恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

5 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

恵庭市柏陽町3丁目の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

千歳市上長都の一部

千歳市桜木4丁目の一部

千歳市自由ヶ丘2丁目、自由ヶ丘3丁目、自由ヶ丘6丁目の一部

千歳市北斗2丁目から北斗5丁目の各一部

ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域

該当なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、千歳市企画部まちづくり推進課及び恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

6 室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

(1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、室蘭市都市建設部都市政策推進課、登別市都市整備部都市政策グループ及び伊達市建設部都市住宅課

7 室蘭圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

伊達市長和地区の一部

室蘭市築地町地区の一部

室蘭市仲町地区の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

伊達市長和地区の一部

ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域

該当なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、室蘭市都市建設部都市政策推進課、登別市都市整備部都市政策グループ及び伊達市建設部都市住宅課

8 室蘭圏都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する土地の区域

室蘭市築地町地区の一部

室蘭市仲町地区の一部

室蘭市崎守地区の一部

イ 除外する土地の区域

該当なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び室蘭市都市建設部都市政策推進課

9 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

(1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課、白老町建設課、安平町建設課及び厚真町建設課

10 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

苫小牧市汐見町1丁目の一部

苫小牧市元中野町1丁目、元中野町4丁目、港町1丁目の各一部

苫小牧市字植苗の一部

白老町字萩野の一部

白老町字虎杖浜の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

苫小牧市北星町2丁目の一部

苫小牧市字錦岡の一部

苫小牧市はまなす町1丁目、はまなす町2丁目、字糸井の各一部

厚真町新町の一部

ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域

苫小牧市汐見町1丁目地先(地先公有水面)

苫小牧市晴海町地先(地先公有水面)

白老町字萩野地先(地先公有水面)

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課、白老町建設課、安平町建設課及び厚真町建設課

11 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する土地の区域

苫小牧市汐見町1丁目の一部

苫小牧市元中野1丁目、元中野4丁目、港町1丁目の一部

イ 除外する土地の区域

苫小牧市汐見町1丁目の一部

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

12 当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び当別町事業推進部事業推進課

13 福島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び福島町建設課

14 木古内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び木古内町建設水道課

15 森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び森町建設課

16 八雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び八雲町建設課

17 長万部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び長万部町新幹線推進課

18 江差都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び江差町建設水道課

19 北檜山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及びせたな町建設水道課

20 今金都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び今金町公営施設課

21 倶知安都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び倶知安町まちづくり新幹線課

22 岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課、岩内町建設経済部都市整備課及び共和町環境整備課

23 古平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び古平町建設水道課

24 余市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び余市町建設水道部まちづくり計画課

25 赤平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び赤平市建設課

26 鶴川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及びむかわ町総務企画課

27 門別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び日高町建設課